わたしは





-ン」を再現したものです。











ユウタさん(21歳 今回の主人公

大学生の場合-

-ト楽し

じゃ、またね



1

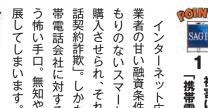
被害にあいながら加害者に?











購入させられ、それをだましとられてしまう「携帯電 業者の甘い融資条件など身近にある誘惑から、使うつ う怖い手口。 無知や軽い気持ち(欲)が重大な問題に発 帯電話会社に対する加害者になる可能性もあるとい 話契約詐欺」。しかもだまされた消費者が、同時に、携 もりのないスマートフォンなどの携帯電話を複数台 インターネット広告のアルバイト勧誘や消費者金融 「携帯電話契約詐欺.

2 使うつもりのない携帯電話を 購入させる単純な手口

携帯電話会社から届いた多数の請求書の金額を支払う の携帯電話をアルバイト業者の指定先に送ってしまう みに誘導します。携帯電話を何台も契約させ、契約後 要がなく、契約した携帯電話さえ渡せばOK」などの ことになり、「だまされた」と気が付くわけです。 と、その業者とは連絡が取れなくなります。やがて、 い気持ちでアルバイト募集に応じた学生などを言葉巧 宣伝文句をインターネットやSNSなどに掲示し、軽 もらえる」、「携帯電話本体料金も利用料金も支払う必 ト勧誘では、「携帯電話を数台契約するだけでお金が 「携帯電話契約詐欺」の代表的な手口であるアルバイ

契約して、その 指定されたスマホを やっていただくことは

送るだけ!1台につき スマホを指定場所に

1万円お支払いします

で1万〇 契約たけ

問題ない」といわれるものの、携帯電話をアルバイ・ で、若者だけでなく、高齢者も狙われやすい手口でも 業者にすべて渡した後、連絡が取れなくなります。 携帯電話を複数台購入させます。「すぐ解約するので ります。商品を評価するための覆面調査という名目で. そのほか、市場調査のアルバイトを装った勧誘もあ アルバイト勧誘は、「簡単に誰でも出来る内容」なの

また、アルバイト以外によくある手口が、融資を受













契約書にご記入 お願いします

ではこちらの





3万ケビ

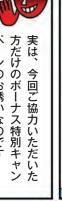
デートが



ありがとう ございました

しました—— 軽い気持ちで契約 さっそく ユウタさんは





お支払いするんですがやりませんか がついてさらに倍のバイト代を て、1台につき1万円プラスボーナス スマホータブレットの契約台数に応じ ペーンのお誘いなのです



によるもので、融資条件のための信用度調査という理 けたいという借り手の焦りを利用した悪質な誘惑です。 然のことながら、融資を受けることも出来ません。 由で携帯電話を契約させ、搾取してしまうのです。当 いわゆるヤミ金とよばれる無登録の消費者金融業者 だます業者はさまざまな手口を用いてきますが

罪の道具に使う可能性が高いのです。だまされた消費 100万円近い請求を受けた事例もあります。 さらには解約料金などの金銭的な負担です。なかには 者に残るのは、複数台の携帯電話本体料金、利用料金、 本体の搾取」です。搾取した携帯電話を売却したり、犯 彼らにとっての最終目的は「(通話が可能な)携帯電話

さらなる被害があなたを襲う |携帯電話不正利用防止法|違反

けではありません。 この詐欺的手口が問題となるのは、金銭的な負担だ

防止法)」に違反する可能性もあるのです の不正な利用の防止に関する法律(携帯電話不正利用 者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務 実は、2006年に施行された「携帯音声通信事業

由にはなりません。 電話会社への加害者とみなされることもありえます (同法第7条)。「だまされたから」では違反を逃れる理 携帯電話の譲渡を行うことは許されませんので、携帯 成立している以上、本来、携帯電話会社の承諾なしに だまされた消費者といえども、名義人として契約が

届を出せないまま泣き寝入りしてしまうケースも多 因となっています。 のが実情で、こういった詐欺的手口が後を絶たない要 りはつかみづらく、犯罪を立証して捕まえられない いのです。被害届を出したとしても、悪質業者の足取 こうしたこともあり、「詐欺にあった」という被害



来てしまいました

債権回山

夫払い料金につきまして最終通

とうとう催告書まで

そして



使用されており この電話は現在

0



みるかー 電話して







届きました 多数の請求書が 携帯電話会社から しばらくすると

2021







ことになるようで… 解約料金を支払う 代金と利用料金、 レット計8台分の 結局スマホ、タブ 詐欺』と分かり **『携帯電話契約**





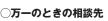
う

利用される可能性を考え、早急に警察に届け出ましょ









うえに ダマサレタ

- 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等 https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm
- ・消費者ホットライン

23 188

れるのへ

※最寄りの消費生活センターや消費生活相談 窓口に繋がります。相談受付時間は相談受付 先によって異なります。

○参考情報(事例や対処法など)

• 国民生活センター

「アルバイトを口実に携帯電話を契約させられ、 高額な料金請求ー消費者も刑事責任を問われか ねない-」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/ n-20080918 3.pdf

COLNER SAGI 4

だまされないために注意しておくこと 被害の解決は困難

先に述べたように、解決の糸口を見いだしにくいの

目的の契約アルバイトは絶対にしない、②携帯電話の 自分の行為に対して責任をとる必要があるのです。 料金、さらに解約料金の支払いは必須と思っておいた るようにしましょう。万一だまされたときは、犯罪に 連絡し、所定の手続きを行う、といったことを注意す 能な携帯電話を譲渡する場合は、必ず携帯電話会社に 会社に確認を取る、③名義を変更する場合や、通話可 契約について不安や不明な点がある場合は、携帯電話 り返すことは非常に難しく、だまされていたとはいえ、 すが、「携帯電話契約詐欺」の場合、残念ながらお金を取 ほうがよいでしょう。負担額は相当なものになりま 加害者にならないためにも、携帯電話本体料金と利用 お金まで支払いたくない」と思うかもしれませんが、 が、この詐欺的手口の特徴です。「だまされたうえに そして、だまされないためには、①携帯電話の転売